

# 「中津川不当労働行為事件」完全勝利！ 会社は、直ちに謝罪し不当労働行為を止めろ！

最高裁判所は12月25日、会社が上告していた事件（「平成18年（行ツ）第256号」、「平成18年（行ヒ）第302号」）に対して上告を棄却し、上告審として受理しない決定を行いました。このことにより、われわれは、平成6年12月から13年間にわたって闘ってきた「中津川不当労働行為事件」の完全勝利を勝ち取ることとなった。ここに高らかに勝利を宣言する。

平成6年中津川運輸区において、今井区長や兼山首席助役ら管理者は、JR東海労中津川運輸区分会組合員に対して、業務指示で区長室に呼び出し昇進試験の面接練習と称して、「JR東海労に所属していると昇進試験に不利になる」という発言を行い脱退を迫るなど不当労働行為を繰り返した。中津川運輸区分会は、この会社からの組織破壊攻撃に立ち向かい断固闘うために「分会地労委プロジェクト」を立ち上げ、平成6年12月21日愛知県労働委員会に不当労働行為救済申立を行ない、会社を相手に「自前」で闘ってきた。

この闘いによって、平成9年5月、愛知県労働委員会において救済命令を勝ち取った。しかし、会社はこの命令を不服として、中央労働委員会に再審査請求を行ったものの、再審査請求は棄却（会社敗北）された。したがって、会社は行政命令取消訴訟を東京地方裁判所に提訴したが、東京地方裁判所、引き続き控訴した東京高等裁判所のいずれからも棄却する判決が言い渡されたことから、平成18年7月最高裁判所に上告及び上告受理申立を行っていたのであった。

そして今回、最高裁判所からも棄却する決定が下されたのだ。この間の闘いにおいて、裁判所をして「下級職制（現場管理者）といえども、会社又は利益代表者の意を体する」と言わしめたのである。われわれの主張が全面的に認められ、会社の不当労働行為が断罪されたのだ。

JR東海経営陣よ！直ちに不当労働行為を中止しわれわれに謝罪せよ！現場管理者よ！君たちの昇進試験や転勤等を利用した利益誘導は、法を犯す不当労働行為であり、社会的に断罪され糾弾されたのだ。不当労働行為を直ちに止めよ！

今最高裁判所決定は、こんにち多くの労働者が首切りやパワハラ等、企業権力の横暴にさらされている中で、その労働者に闘う指針を示したものと確信する。われわれは、最高裁において連続して勝ち得てきた「つぼ八事件」「リ्यूズ事件」、そして「中津川事件」の勝利の地平に立ち、名古屋地本業務部長・加藤誠二さんへの不当解雇をはじめとする組織破壊攻撃と闘う。一切の組織破壊を許さず反弹圧、反処分を職場から断固闘うことを明らかにする。

2007年12月26日

JR東海労働組合中央本部